刑法I一不作為犯論

序 不作為犯の意義と種類

• 作為犯/不作為犯

区別の実益

主体の制限の有無(作為義務の要否)

因果関係の構造の違い (不作為の因果性)

·真正不作為犯/不真正不作為犯

真正不作為犯:特定の不作為が明記された条文で処罰される場合

(ex.) § 107、 § 130 後、 § 218 後

不真正不作為犯: 不作為犯が明記されていない条文で処罰される場合

(ex.) § 199 不作為の殺人

不真正不作為犯の定義の修正

「法の規定は作為を予想しているようにみえる犯罪が不作為によってなされる場合」 「不作為が明示的に構成要件要素として規定されてはいない犯罪であって、通常は作 為により実現される構成要件を不作為で実現する場合」

「条文は『……しなかった』ではなく『……した』と規定されているが、構成要件的 行為として、作為のみならず、一定の範囲で例外的に、不作為も含まれている場合」

※不真正不作為犯と罪刑法定主義

類推解釈の禁止、明確性の原則

→各則の解釈問題に解消

- I 不真正不作為犯の成立要件
- 不作為
- 作為義務

作為義務の発生根拠

法令、契約、先行行為一形式的三分説

排他的支配、事実上の引き受け

- 作為可能性(容易性)作為義務との関係
- ・作為との等価値性 独立した要件といえるか?
- ・結果及び因果関係
- ・故意または過失

Ⅱ 不作為の因果関係

- ・不作為の因果性不作為の因果関係否定説→不作為の因果関係肯定説「期待された作為」と結果との因果関係
- ・因果の流れ 作為犯の因果の流れ 不作為犯の因果の流れ cf. 救助の因果関係の遮断

Ⅲ 判例

- ・不作為の因果関係 《覚せい剤注射事件-最決平元・12・15 刑集 43 巻 13 号 879 頁》 - 百選 4 事件 「十中八九」
- ・殺人罪 《医療の不提供-最決平 17・7・4 刑集 59 巻 6 号 403 頁》-百選 6 事件
- ・放火罪 《股火鉢-最判昭 33・9・9 刑集 12 巻 13 号 2882 頁》 - 百選 5 事件